

公益財団法人富山県ひとづくり財団高等教育振興事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人富山県ひとづくり財団（以下「法人」という。）が定款第4条第1項第6号に掲げる事業として実施する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付及び対象事業等)

第2条 理事長は、県内に所在する大学、短期大学、高等専門学校及びこれらに準ずると法人が認める教育機関（以下「高等教育機関」という。）又はこれらの高等教育機関に勤務する教員が中心となって実施する高等教育の振興に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）、助成対象経費及び助成金の額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請等)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第4条 理事長は、前条の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは速やかに助成金の交付を決定しなければならない。

2 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の遂行に必要と認められる事項につき条件を付することができる。

3 理事長は、前2項の場合において、助成金の交付を申請した者に文書で通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第5条 理事長は、助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）に対し、必要があると認めるときは、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 理事長は、前項の場合において、助成事業者が提出する報告書により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って助成事業が遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該助成事業を遂行するよう指示することができる。

(実績報告)

第6条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した助成金実績報告書（様式第2号）に別に定める書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

- 第7条 理事長は、前条の実績報告があったときは、報告書等の書類を審査し、及び必要に応じ現地調査を行い、適当と認められるときは助成金の額を確定し、助成金を交付するものとする。
- 2 第4条第3項の規定は、前項の規定により助成金の額を確定した場合に準用する。
 - 3 第1項の規定に関わらず、理事長は、必要があると認めるときは、助成事業の完了前に助成金を交付することができる。

(交付の決定の取消)

- 第8条 理事長は、助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したときには、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、第7条の規定により助成金の額の確定があった場合についても適用があるものとする。
 - 3 第4条第3項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合に準用する。

(助成金等の返還)

- 第9条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。
- 2 理事長は、第7条の規定により助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える額の助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える額の返還を求めるものとする。
 - 3 第4条第3項の規定は、前2項の規定により助成金の返還請求をした場合に準用する。

(加算金及び延滞金)

- 第10条 助成事業者は、第9条第1項の規定による、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を法人に納付しなければならない。
- 2 助成事業者は、助成金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を法人に納付しなければならない。

(立入調査)

- 第11条 理事長は、助成金に関し、必要があると認めるときは、当該職員にその事務所等に立ち入らせ、又は帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、調査員証を携行するものとする。

(証拠書類の保存等)

第12条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにするとともに、証拠書類を整備し、助成事業の完了した年度の翌年度から5年間これらを保存しておかなければならない。

(細則)

第13条 この要綱に定めのないものについては、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年度分の助成金から適用する。
- 2 平成6年度策定の財団法人富山県高等教育振興財団助成事業助成金交付要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年度分の助成金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年度分の助成金から適用する。

別表

公益財団法人富山県ひとつくり財団高等教育振興事業助成金交付額の算定基準等

号	助成事業の名称	助成事業の内容	対象経費	助成率	助成金の額	助成金の交付先	摘要
1	学会等の開催に対する助成事業	高等教育機関に勤務する教員が中心となって開催する次に掲げるいずれかに該当する学会等で、かつ、複数の都道府県から参加者のあるもの。(富山県観光・地域振興局観光課から開催費補助を受けるものを除く。) <p>ア 「全国会議」とは、広く全国的に参加者のあるものをいう。</p> <p>イ 「ブロック会議」とは、参加者が一部の地域に限定されるものをいう。</p> <p>ウ 「国際会議」とは、外国から相当数の参加者のあるものをいう。</p>	ア 講師等謝金 イ 講師等旅費 ウ 印刷製本費 エ 通信運搬費 オ 会場借上費 カ 会場装飾費 キ 借上費 ク 広告費 ケ その他経費	1/3 以内	(1) 全国会議の場合は、対象経費の合計に助成率を乗じた額が、 ア 300 千円以上の場合 300 千円(500 千円)以内 イ 200 千円以上 300 千円未満の場合 200 千円以内 ウ 150 千円以上 200 千円未満の場合 150 千円以内 エ 100 千円以上 150 千円未満の場合 100 千円以内 オ 100 千円未満の場合 交付しない (2) ブロック会議の場合は、上記(1)で算定し、200 千円以内(300 千円以内)とする。 (3) 国際会議の場合は、対象経費の合計に助成率を乗じた額とし、2,000 千円以内(3,000 千円以内)とする。 ※ ただし、理事長が特に必要と認める場合は上限額をそれぞれ()内の金額に引き上げることができるものとする。	主催者となる教員又は高等教育機関	ポスター、パンフレット等の広報資料を作成する場合は、「後援公益財団法人富山県ひとつくり財団」と記載すること。
2	シンポジウム等の開催に対する助成事業	高等教育機関に勤務する教員が中心となって開催するシンポジウム等で、かつ県内の参加者のみで開催されるなど、第1号の学会等に該当しないもの。	同上	1/3 以内	対象経費の合計に助成率を乗じて得た額とする。 ア 100 千円以上の場合 100 千円以内 イ 100 千円未満の場合 交付しない	主催者となる教員又は高等教育機関	同上
3	公開講座の開催に対する助成事業	高等教育機関が、県内の市町村に出張するなどにより開催するもので、かつ受講料を無料とするもの。	同上	10/10 以内	対象経費のうち、理事長が事業に直接必要と認める額とする。 ただし、原則として 500 千円以内とする。	高等教育機関	同上
4	著名研究者等による学術講演会の開催に対する助成事業	高等教育機関、又はそこに勤務する教員が中心となって、国内外の著名な研究者等を招へいし、かつ、広く県民も対象として開催するもの。	同上	10/10 以内	対象経費のうち、理事長が事業に直接必要と認める額とする。 ただし、原則として 500 千円以内とする。(講師謝金等が多額にわたるなど、理事長が特に必要と認める場合は、予算額を勘案して一定額を増額することができる。)	高等教育機関又は主催者となる教員	同上

号	助成事業の名称	助成事業の内容	対象経費	助成率	助成金の額	助成金の交付先	摘要
5	研究助成事業	高等教育機関に勤務する教員が行う研究のうち、学術、産業、文化等の分野において、優れた業績が期待される次に掲げるいずれかに該当する研究。 ア 若手研究者が行う研究 イ 地域課題の解決に取り組む研究	選考委員会において認められた経費	ア 定額 イ 10/10 以内	選考委員会における審査を経て、理事長が決定した額とする。 ただし、アについては、1年度において1件あたり350千円以内とする。イについては、1年度において1件あたり500千円以内とする。	教員	同上
6	大学連携支援事業	大学コンソーシアム富山が県内高等教育機関全体の振興のために行う大学連携事業。	1号助成に同じ	1/2以内	対象経費のうち、理事長が事業に直接必要と認める額の合計に助成率を乗じて得た額とする。	大学コンソーシアム富山	同上
7	私立大学振興事業	ア 学生確保推進支援事業 4年制の私立大学が優秀な学生を確保するために行う事業。	同上	1/2以内	対象経費のうち、理事長が事業に直接必要と認める額の合計に助成率を乗じて得た額とする。 ただし、1年度において1学校あたり1事業1,000千円以内とする。	4年制の私立大学	同上
		イ 大学活性化支援事業 4年制の私立大学が、その活性化のために行う事業。	ア 会場借上費 イ 広告費 ウ 印刷製本費	定額	対象経費のうち、理事長が事業に直接必要と認める額とする。 ただし、1年度において1学校あたり500千円以内とする。	4年制の私立大学	同上

<算定方法についての補足>

助成金の額は、当該事業に係る支出総額から、会費収入、当該事業を主催・共催する学会からの補助金、企業協賛金等その他寄付金の類に属するものを控除して得た額、又は別表各号に定める対象経費の額に助成率を乗じて得た額（助成率のない場合は定額）のいずれか低い額（千円未満の額を切捨てた額）を上限とする。

様式第1号

年 月 日

公益財団法人富山県ひとつくり財団
理 事 長 殿

申請者 住 所
機関名及び代表者氏名または教員氏名 印

年度公益財団法人富山県ひとつくり財団高等教育振興事業交付申請書

平成 年度において、 を実施したいので、公益財団法人富山県ひとつくり財団
高等教育振興事業第 号助成金 円を交付されるよう、関係書類を添えて申請し
ます。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他

(注) 別表第1号にかかる助成金については、申請者欄に主催団体名も記載すること
(日本工業規格A4判)

様式第2号

年 月 日

公益財団法人富山県ひとつくり財団
理事長 殿

申請者 住 所
機関名及び代表者氏名または教員氏名 印

年度公益財団法人富山県ひとつくり財団高等教育振興事業助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった公益財団法人富山県ひとつくり財団高等教育振興事業第 号助成金について、その実績を次の書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績報告書
- 2 収支計算書
- 3 その他

(注) 別表第1号にかかる助成金については、申請者欄に主催団体名も記載すること
(日本工業規格A4判)